

平成23年度 流山市特別職報酬等審議会会議録

- 1 日 時 平成23年11月2日（水）
午後1時30分～3時30分
- 2 会 場 市役所庁議室
- 3 出席委員 秋元篤司・金子早苗・大塚秀高・中川雅博・大平孝
・石井哲也・曾我部幸子・鈴木美智子・松本ユミ
（敬称略）
- 4 事務局 遠藤総務部長・湯浅人材育成課長・染谷課長補佐
・矢代係長
- 5 傍聴者 1名

議題：議会議員の報酬及び常勤の特別職の職員の給料月額等について

※ 発言内容は要約させていただいております。

※ 概要は審議に入ったところから記載しています。

議事内容

A 委員

人事院勧告では、0.23%引き下げるというものであったが、それに対して、国では7.8%下げるという特例法案を出そうとしている。それを考慮しないで特別職の給料について議論できないのではないか。

事務局

9月に人事院勧告として国家公務員の給料の引き下げが人事院からありましたが、国は閣議決定という形で人事院勧告を実施せず、給与を7.8%引き下げるということで決まっています。ただし、内容についてはまだ特例法案が通っていないことから、通年の扱いについてどうするか今の段階では決め難いところであり

ます。総務副大臣からの通達がきているのですが、国家公務員の給与

改定については、人事院勧告を実施するための給与法改正法案は提出しないと書いてあり、一方、地方公務員の給与改定については、地方公務員法に定める給与決定の諸原則、人事委員会の給与に関する報告及び勧告等を踏まえ、適切に対処すべきであることに留意していただきたい、という内容になっております。

会長

千葉県ではどのような勧告がでてきているのか。

事務局

10月27日に千葉県人事委員会から勧告がありました。その内容は、千葉県内の企業規模が50人以上かつ事業所規模50人以上の民間事業所のうち、無作為で324事業所を抽出し、それぞれの職種に応じて賃金等の調査をして、千葉県の職員との比較をした結果、4月1日における民間の平均給与404,466円に対して、県職員の給与が405,560円。職員の給与が民間の給与を1,094円、較差率でいうと0.27%上回っているというものです。

国においては0.23%、千葉県においては0.27%、公務員の給与が民間の給与を上回っております。

B委員

人事院勧告というのは一般職の公務員の給料の話であると思うが、ここで話し合うのは特別職の給料の話ではないのか。

事務局

この審議会は特別職の給料月額の話をするところではありますが、審議を行う上で、消費者物価指数、他市の状況、一般職の給与の改定率など6つの条件があるのですが、その1つの要素として参考にしていただければと思います。

A委員

付け加えるならば、東北大震災の財源としての復興税とか、消

費税アップの議論がある中で、果たして公務員の給料について人勸を守っていればいいのか、今までどおりのやり方でいいのか。国の方もどうなるか分からないけれども、少なくとも公務員の給料を本来なら10%下げてほしいと思うのだが、それくらいのもりで対処していただきたい。

会長

一般職の給与の動きを見ながら、特別職の給料をどういう方向にもっていくのかがこの審議会の役割だと思う。

流山市では一般職の給与について職員団体と交渉したとか、提案をしたとかいう動きはないのか。

事務局

千葉県人事委員会からの勧告が先日ありましたので、組合の方から一般職の給料を削減しないでほしいという要望が出ています。

事務局

給与改定の件につきましては、流山市は一般職の場合、県の人事委員会の勧告に準じて、県の改定率に沿って改定してきたところであります。今回も県の勧告がでましたので、まだ妥結には至っていませんが、県の勧告通り実施していきたいと考えております。

会長

例年であれば、一般職の給与の行方が定まってから、ここで決めるという手順なのか。

事務局

特別職の報酬審議会については、いつも早い段階で開いておりますので、まだ一般職の給与改定について組合と妥結には至っていない状況で特別職の報酬を審議していただいております。

C委員

一律 0.2%下げているが、前回は前年の率で妥結したのか。

事務局

前回の報酬審議会では、人事院勧告等に準じて引き下げる、という答申を頂きまして、0.2%引き下げていただいております。

A 委員

資料の 9 ページ。議員は議会に出席している時だけが仕事ではないというのはわかるが、議会の議員の活動日数が少なく感じる。地方によっては、日当でやっているところもある。議員の報酬を決める委員会である以上、一日出たらいくらということも考えた方がいいのではないか。議員の仕事が果たして、部長職ほどのものであるのかどうか。

事務局

議員の活動日数ということですが、例えば平成 18 年度は 3 月議会ですと会期は 20 日ですが、本会議の日数は 4 日。その期間に、一般質問とか、その関係、委員会とか、調査とか、会期中は議会に専念していただくことになります。その議場に來るのは 4 日であるということですが、それ以外にも活動をしております。

議員によっては、土日もなく、支援者だけでなく、市民の方の陳情があり、苦情とか意見を聞いたり、365 日活動している方もいます。

D 委員

流山市では、直近での改定が平成 22 年 12 月 1 日に行われているが、過去の改定状況はどういったものなのか。また他市では平成 5 年の改定が直近とかいろいろあるが、他市の改定状況はどうなのか。

事務局

他市の状況ですが、改定を行うかどうかは他市の判断があると思います。例えば我孫子市などは、市議会議員の選挙があります

ので、報酬審議会を開かないで、見送っているということもあります。また、市長選があった場合は、報酬審議会を開かないで見送るというところもあります。

次に資料4ページをご覧ください。流山市における過去の給与改定状況を抽出したものです。

流山市においては、昭和62年1月1日に市長の給与を5%引き下げて改定しております。これは職員の給料が高いという指摘があり、その関係で市長以下、特別職が5%引き下げたという経緯があります。当時はまだ人事院勧告の給与引き上げ率が高い時代で、この昭和62年4月に職員給与自体が高いという指摘があり、市長以下引き下げを行っております。そしてしばらくたって平成元年5月1日に当時引き下げたものを復元させていただいております。

その後大体2年おきに、一般職の給与改定の率に準じた形で引き上げを行ってきています。ただ流山市において、平成5年12月1日に引き上げを行った以降、実は金額を給与改定に基づいて引き上げていこうということにはなかなかありませんでした。平成5年以降、バブル経済が弾けてくるということもございまして、人勧の給与改定率も低くなっていくという状況の中で、特別職の給料を引き上げていこうとはなりません。平成5年以降は報酬審議会を見送ったり、報酬審議会を開いたとしても、報酬審議会の中では据え置きという答申を受けて、平成5年からずっと金額については据え置きという形で推移してきました。

ところが平成21年12月1日において、特別職の給料をマイナス0.2%とさせていただいた。この時期はかなり経済状況、雇用状況が非常に悪化してきた時期でありまして、引き下げざるを得ないということで、今まで引き上げるべきところ引き上げず、引き下げるべきに引き下げてこなかった反省を含めて、審議会では今までの経過を精算し、今の経済状況に合わせて引き下げるといふ答申が出され、それを踏まえて平成21年12月1日に職員の給与改定率に準じた形で引き下げさせていただいた。昨年もこのような経過から同じような形で職員の給与改定に準じて、特別職の給料月額を改定をさせていただいた。

これが今までの経過になります。

E 委員

一般職を基準にして改定率を決めるというが、一般職の人は給料が低く、特別職の人は給料高いのだから、特別職の給与の引き下げ率をもっと高くしてもいいのではないか。同じマイナス0.2%でも、一般職と特別職のマイナス0.2%とでは金額として違うのだから、もっと特別職の改定率を高くしたらいいのではないかと思う。

事務局

ご意見として当然出てくるものです。資料の5ページですが、市長の給料月額をみますと、年間収入が1,600万とありますが、職員の給料と比べてどうか、という議論は当然あると思います。それでは、他の方々はどうしていくのか。市長と同じように引下げ率を大きくしていいのか。例えば議員の報酬ですが、給料月額としては係長クラスの給料を議員の給料のベースに考えているというのが流山市の場合でありますけれども、その場合、一般職の給料が逆転してしまうということもありますので、その辺のことも考える必要があります。

A 委員

一般の会社であれば、役員であるなら経営責任も伴うので、減給率も高くなるというのが、一般的な考え方だと思う。

F 委員

市長や議員の退職金について資料にないが、どれ位なのか。

事務局

退職金に関しましては、市長、副市長には退職金があります。議員には、退職金はありません。

事務局

市長に関してですが、退職金の計算式は4年間勤めた場合48月になりますので、給料月額926,200円×48月分×100分の35となりまして、退職金は15,560,160円。副市長の場合ですと、計算式は、給料月額799,700円×48月×100分の25となりますので、退職金は9,596,400円になります。先程申しましたように議会議員には退職金はありません。

G 委員

副市長というのは市長が辞めた時、一緒に辞めるのか。

事務局

必ずしも辞めません。

会長

任期はあるのか。

事務局

任期はあります。

会長

いろいろ意見いただいたところであるが、給料を上げるという意見はないということによろしいか。据え置くという考え方も選択肢としてあるが、引き下げしかないということによろしいか。引き下げの幅とかの議論もあるが。

C 委員

ここ2年一律できているので、一律、一律できているので、もっと細かくてもいいのではないか。

会長

そうすると、市長と副市長等の金額の多い少ない、あるいは特別職と議員との違い、この辺をゼロから議論しないといけなくな

る。この差、ランク付けはこれまでの報酬審議会の中で他市の状況と比べて決められてきたものである。ここで見直すことになるゼロから積み上げないといけない大変な作業である。

私の個人的見解であるが、市長や議員は市民からの選挙という洗礼を受け、4年に1回洗礼されている。そうすると市長、議員というのは経営者なのだから、自分の給料は自分で判断すべきであると考えます。

ただ我々は市民の目線で、景気の悪い時は上げるべきではないのではないか、という意見を出すのがこの委員会の役割であると思う。今年の流れからいうと、上げるとか、据え置きもないのではないか。下げるしかないのではないかと思う。

H 委員

昨年は0.2%、毎年引き下げというのは、気の毒な気もするが、今の経済状況をみると、タイでの災害、全国的な災害、日本だけでなくタイでの災害で、日本の企業、輸出貿易関係が悪くなっている。茂原のパナソニックは閉鎖などで2500人位解雇されている。引き上げと、据え置きはないものと思っている。

会長

そういう雰囲気ではある。

D 委員

現状は市長、副市長、教育長、他市との比較で、毎年給与の状況どうなのか、0.2%引き下げ議論され改定されてきた。市長であれば926,200円、平均が955,100円であり、平均より下である。これを大幅に下げたいという金額ではないと思う。とはいえ人事院勧告を尊重して、公平感のある数字を出す必要がある。他の委員が言われたように国の動きというものを今回の諮問の中でどの位活かせるのか、全体で話をしたらいいのではないか。

会長

もう上げと、据え置きはもうないというのが一致した意見だと思ふ。あとは一律で下げるのか。それとも、議論して他市と勘案して状況を比較して、市長は高い、副市長は安い、という議論をしてするのか。下げるのか。下げるとしたら、どういう下げ方をするのか。

ちなみに昨年の答申は数字が入っていたのか。

事務局

昨年は人事院勧告に準じてという表現で、それに基づき下げ率を決定しました。

会長

そうすると昨年とあまり変わりのない答申になる。

A 委員

引下げ率については、人事院勧告で出ている約0.2%マイナス。特例措置で出ているのは、7.8%。非常に乖離がある。これが議会になりますと、自分たちの報酬ですから、ある程度マイナス率を高くした形で、審議会でも、そこまでは下げることはならないのではないかと。そういうことを考えると、厳しい形でこの審議会の意見として、答申を出しておいてもいいように思ふ。

G 委員

給料を下げているだから、たとえ0.2%であろうと妥当だと思ふ。高い給料というのは、それだけ大変な仕事をしているから高い給料をもらっているのだから、それがマイナスになっているのだから、私は妥当であると思ふ。

会長

下げるということで、具体的な案文を出していただかないと。

A 委員

人事院勧告は、毎回尊重しながら、さらに国の困難な時期にそれをどう考えるのか。国が言っている減額率を勘案して決めて欲しい。

会長

それを文言で補足していく。引き下げの方向であるが、人事院勧告並みにするのか。それ以上国の動向を云々を答申に入れるか。

事務局

国の7.8%これは、市長、副市長、執行部、議員、両方なのか、方法として答申の他に付記として、意見として入れるのか。

会長

答申案文に直接書きたいところであるが、まだ特例法案の中身が決まっていない。まだ議論している最中であり、付記の意見のところに、そういう意見もあったと入れるとか。

会長

先程言いましたが、議員、市長は4年に1回、市民に選挙で洗礼を受ける。その時々に応じた判断で、自分で。かつて流山市は特別職の給料を5%下げている。こういうことが出来る訳であるから、我々が深くそこを言うてしまうのはどうか。

A委員

私も同じです。同じですが、表現の仕方である。

会長

答申の本文に書くよりは、意見でそういうのもあると。1回事務局に整理をしてもらってよろしいか。

【答申案整理のため中断】

事務局

答申案をまとめさせていただきましたので、読み上げさせていただきます。

【 答申案読み上げ 】

会長

今読み上げていただいたが、本文についてはこのようなニュアンスで、皆さんの気持ちに沿った意見ということでよろしいか。付記事項について、よくわからない。

事務局

議会議員の期末手当の加算率についてであります。

会長

昨年と同じような意見出ていましたけれども、同様の趣旨ということで、部長以上と同等の加算率を採用しているということについての意見ということでもいいですか。

A 委員

はい。

会長

給与臨時特例法案が閣議決定されたことを考慮しという一文が入ったが、これ以上踏み込んではなかなか書けないと思う。

会長

それでは異議がなければ、この審議会ではこの答申で提出するということよろしいか。

全員

異議なし。

会長

それでは、私の方から、市長の方に提出させていただきますので、よろしく申し上げます。以上をもちまして、本日の会議を終了させていただきます。